

FAQ（対象となる袋）

| カテゴリ | 論点 | 質問 | 回答 |
|--------|-----------------|--|--|
| 対象となる袋 | 消費者が持ち帰りに用いる袋 | 卸売業者が販売店舗に商品を納入する際のプラスチック製の袋も対象ですか。 | 省令に基づく有料化の対象となるのは、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋です。したがって、卸売業者が商品を納入するに当たり用いる袋は対象外となります。 |
| | 持ち手の形状 | 持ち手のある袋が対象とのことですが、こぼん抜き穴に手指を通して持つことのできる袋は対象ですか。 | 持ち手の形状は限定せず、社会通念上、袋を持ち運ぶことを容易とするために付された機能が認められるものであれば持ち手とみなします。袋にあげられた穴や、持ち手として使用できるシール、巾着状の袋の口を絞るひもを持ち手として利用可能であるものなどは、対象となります。 |
| | 主な素材がプラスチックか否か | 紙袋にビニールのコーティングが施されている袋は対象ですか。 | プラスチックと他の素材を組み合わせて作られている袋の場合、主たる素材がプラスチックであればその袋はプラスチック製とみなされ対象になります。ここでいう「主たる」素材とは、素材の構成について、重量比で最も大きな比率を占めていることを指します。 |
| | 袋以外のもの | 背広の購入時にハンガーに掛けた背広の上からかぶせるカバーは対象ですか。 | 「背広の購入時にハンガーに掛けた背広の上からかぶせるカバー」が対象であるか否か一律に判断できないため、材質、形状など、ガイドラインに記載されている事項に照らし判断ください。 |
| | 袋以外のもの | 雨の日に持ち帰り用の紙袋を保護するために被せるビニールは対象ですか。 | 「雨の日に持ち帰り用の紙袋を保護するために被せるビニール」が対象であるか否か一律に判断できないため、材質、形状など、ガイドラインに記載されている事項に照らし判断ください。 |
| | 中身が商品か | ゲームセンターの景品を持って帰るための袋は対象ですか。 | ゲームセンターにおける景品の提供は商品の販売に当たらないため、ゲームセンターの景品を持ち帰る際に用いる袋は対象外です。 |
| | 中身が商品か | 商品に不具合等があり交換した際に新しい品を持ち帰る際の袋は対象ですか。 | 商品の不具合等に伴って、交換した商品の受け渡しにおいては、その受け渡しに際して金銭の授受がなく、販売行為に当たらないため、対象外となります。 |
| | 商品購入時に消費者が辞退可能か | 福袋の袋は対象ですか。 | 陳列されている時点で既に袋に入れられているものについては、消費者が辞退できないため、対象外となります。 |
| | 商品購入時に消費者が辞退可能か | 一つの袋にみかんを複数入れて陳列しているときの袋は対象ですか。 | 陳列されている時点で既に袋に入れられているものについては、消費者が辞退できないため、対象外となります。 |
| | 商品購入時に消費者が辞退可能か | オンラインショップで購入された商品を宅配する際に商品を入れた袋は対象ですか。 | オンラインショップでの購入に際し、消費者が袋の要否について意思表示できるシステムになっている場合は、対象となります。一方、やむをえず事業者が袋に入れて宅配したとしても消費者が辞退することができない場合は、対象外となります。但し、結果としてやむにプラスチック製買物袋が使用されることは今回の有料化の趣旨に照らせば望ましくありません。また、消費者が事前に袋の要否について意思表示できるようにしている先行事例も存在しており、排出抑制に向けてこのような取組が講じられることも重要です。 |
| | 商品購入時に消費者が辞退可能か | スーパーの当日宅配サービスで、消費者自ら購入後の商品を袋詰めにしたものを宅配する場合、その袋は対象となりますか。 | 消費者が袋の要否を判断する機会がある場合は、辞退することが可能であるため、対象となります。 |
| | 商品購入時に消費者が辞退可能か | 詰め放題の袋は対象ですか。 | 詰め放題など、事業者側が指定した袋に消費者が任意の量の商品を入れるものとし一定の価格を設定している販売形態においては、消費者が持参したマイバッグで代替することができない場合があり、そのような場合は事業者からやむをえず提供され消費者が辞退できないものに当たり、対象外となります。 |
| | 商品購入時に消費者が辞退可能か | 事前に注文を受けて用意していた商品を受け取りにきた購入客に商品を入れて渡す際の袋は対象ですか。 | 商品を受け取りに来た購入客に袋の要否を確認することが可能な場合には、消費者が袋を辞退することが可能であるため、有料化の対象となります。 |

FAQ（対象外の袋）

| カテゴリ | 論点 | 質問 | 回答 |
|-------|------|---|--|
| 対象外の袋 | 表示方法 | 表示について大きさや表示位置の指定はありますか。 | 表示の大きさや位置について指定はありませんが、対象外となる袋を持つ環境性能について消費者の理解を促進するという趣旨を踏まえ、表示は消費者が一目で確認できることが望ましいと考えます。 |
| | 表示方法 | 対象外の袋に必要とされる表示は、袋に印字されているものではなくタグで袋につけたものでも良いでしょうか | 表示は、袋に印字されたものである必要はなく、シールやタグによるものでもかまいません。ただし、袋一枚ごとに付されている必要があります。 |
| | 表示内容 | 対象外の袋に必要とされる表示は日本語でなければいけませんか。 | 表示に必要な内容を文章で記載する場合には、日本語での表示が必要です。ただし、認証機関で認証を受けた場合に認証マークを表示する場合は、その言語は外国語でも構いません。 |
| | 表示内容 | バイオマス25パーセント以上で50マイクロメートル以上の袋の場合、どちらか一つの表示で良いでしょうか。 | どちらか一つの表示でも構いません。 |
| | 表示内容 | バイオマスプラスチックや海洋生分解性プラスチックの表示には海外の認証機関のマークも使用可能ですか。 | 対象外の袋に求められる表示については、海外の認証機関による認証マークの使用も可能です。 |